

東京都障害者施策推進協議会総会
(第2回)

平成24年2月2日

福祉保健局

(午後7時00分 開会)

○山口課長 それではただいまから、定刻となりましたので、事務局のほうから本日の資料の説明と出席状況につきましてご報告を申し上げます。

高橋会長が電車の関係で少々おくれておりますので、到着次第、議事のほうには入らせていただくという予定で進めさせていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、座席表の裏面をごらんいただきたいと思います。座席表の裏面に委員の名簿がついてございます。これについては、出欠状況を後ほどご説明申し上げます。

続きまして、会議次第の裏面をごらんいただきたいと思います。配付資料の確認でございます。資料1、第六期東京都障害者施策推進協議会としての東京都障害者計画・第3期障害福祉計画の策定に向けての概要・案でございます。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思います。東京都障害者計画・第3期障害福祉計画の策定に向けての提言案、本文ということでございます。

続きまして、資料3をお開き願います。資料3は、第6回の拡大専門部会でいただきました意見に基づいての修正箇所の一覧となっております。

事務局からの資料は以上でございます。そのほかに、本日は委員からの提出資料がついてございます。50音順でございますが、倉田委員からの提出資料が1番。2番目として笹川委員からの提出資料。3番目として宮澤委員からの提出資料をいただいております。

それでは、協議会の委員の座席表の裏面をごらんいただいて、委員の出欠状況についてご報告申し上げます。

推進協議会の委員名簿の1番、石川区長の代理で、本日は島崎保健福祉部長さんがご出席いただいております。

それから、本日、欠席のご報告をいただいておりますのは、9番の坂本、檜原村村長さん。それから、11番、副会長でございます高橋儀平副会長。それから、18番、東京都聴覚障害者連盟理事長の宮本委員。それから、19番、東京都歯科医師会副会長の山崎委員。それから、20番、東京精神科病院協会副会長の山田委員がご欠席というご連絡をいただいております。

本日の委員会は、20名の委員のうち欠席が5名ということでございまして、委員のうち、過半数を超えてご出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それから、専門委員の皆様につきましては、21番からが専門委員となつてございまして、22番、大塚委員が本日は欠席ということでございます。

本日は、一般の傍聴者の方もお見えになっておられます。また、本日は協議会のご提言をご審議いただくに当たりまして、私どもの福祉保健局長、杉村局長がご出席いただいております。

それでは、資料につきまして、それから委員のご出欠状況についてご説明を申し上げましたが、引き続き、資料の確認について、資料1のほうから簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。資料1をお開き願います。資料1でございますが、こちらのほうは提言案の概要をA3、1枚にまとめたものでございます。特に提言案の内容構成に沿いまして事項を記載してございます。特に、障害福祉計画の関係部分と、それから、災害関連部門については、本文からの具体的内容を抜粋して丸ゴシックの字体で記載しております。これについては後ほど、また、先生のほうからご説明があるという予定でございます。

続いて、資料2でございます。資料2の内容については、これは松矢部会長のほうからまたご説明がございまして、裏面を見ていただきまして、第1回総会決定の第六期東京都障害者施策推進協議会の審議事項についてということで、後ほどご説明がございまして。

それから、今回の内容について、特に修正を加えた点については、本文の内容で下線を引いてございまして、修正部分については下線が引いてあるというご理解をよろしくお願いいたします。

それから、資料3でございますが、資料3は、この本文について具体的な修正箇所の一覧ということでつけさせていただいております。この修正箇所一覧以降、委員の皆様から、特に先ほど3名の委員の方から資料を提出いただきましたので、それについてもあわせてつけさせていただきました。

それでは、高橋会長がお見えになりましたので、議事のほうをよろしくお願いいたします。

○高橋（紘）会長 どうも滑り込み2分経過で、大変、失礼をいたしました。

それでは、きょうは最終回というか総会でございます。それで前回、拡大の部会を開きましてご検討いただきまして、最終的な案が詰まりました。これまでの審議内容については、専門部会の松矢部会長からご報告をいただき、委員の皆様はその内容を検討していただくという、そういう形で総会を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、まずは提言案の取りまとめ、専門部会を毎月1回以上のペースと伺っておりますが、これまでの審議経過と提言案の概略についてご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○松矢部会長 それでは、専門部会長として案の報告をさせていただきます。

お手元の資料に提言案について取りまとめに至るまでの経過とその内容をご報告いたします。まず、審議経過ですけど、まず、31ページをごらんください。後ろのほうで開けづらいかもしれませんが、審議経過が一覧にまとめられております。第六期東京都障害者施策推進協議会は昨年4月14日に発足しまして、第1回総会において、新たな東京都障害者計画と第3期東京都障害福祉計画の基本的方向を明らかにするために、障害者の地域における自立生活のさらなる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方につ

いて、調査審議を行い、知事に対して提言を行うべき旨決定されました。そのうち、この日に設定された専門部会において6回にわたり審議を行ってまいりました。7月の第1回専門会議では、地域におけるサービス供給体制の整備について。8月の第2回専門部会では、地域生活移行の取り組み状況について。9月の第3回専門部会では、就労支援についてを議題とし、審議しました。また、今期の協議会では、東京都から協議会立ち上げと同時に、基本的考え方の骨子案の提示を受けて、それをたたき台として論点整理を進めてきました。回を重ねる中で、委員の皆様から、書面での提案を含めて、さまざまな分野にわたって、東京都の施策に生かしてほしい、大変重要なお提言をいただき、それを反映しながらまいりました。12月の第5回専門部会では、障害者福祉以外の分野も議題として取り上げ、災害、教育、福祉のまちづくりなどについても審議し、先週金曜日に開催されました第6回専門部会では、こうした分野についてさらに議論が深められました。本日の提言案は、前回の拡大専門部会における審議を踏まえ、お手元の資料3、修正箇所一覧に示された事項について、記載内容の最終的な整理を行ったものであります。先ほどもありましたように、修正部分はアンダーラインがついておりますので、後で見ていただければと思います。

提言案の概要でございます。提言案の東京都障害者計画、第3期東京都障害者福祉計画の策定に向けての概要をご説明してまいります。先ほど事務局のほうからもご披露がございましたが、資料1、概要・案ですね、A3の大きなものであります。

まず、提言の位置づけですが、先ほど申し上げましたように、障害者の地域における自立生活のさらなる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方を審議事項とし、新たな東京都障害者計画と第3期東京都障害福祉計画の基本的な方法性と具体的な施策展開に当たって、留意すべき事項についてまとめています。障害者計画と障害福祉計画は、それぞれ、障害者基本法と障害者自立支援法に基づく計画でありまして、いずれの計画も、都道府県が策定する際には、本協議会の意見を聞かなければならないこととされております。障害者計画は、障害者施策の基本理念や障害者施策に関する基本事項を定める計画で、幅広くさまざまな分野にわたって策定される計画です。また、障害福祉計画は、障害者の生活支援にわたる事項について、障害福祉サービスの提供体制の整備や地域生活就労支援に関する数値目標を定める計画であります。東京都は、これらの計画を一体的に作成しておりますので、本協議会としましても、一体的な審議をしてまいりました。施策の基本理念は基本的に変わらないものとして、現行の計画の理念を引き続き維持しております。自己選択、自己決定の権利が最大限に尊重され、人間としての尊厳を持って地域で生活するという考え方についてですが、今回の審議の中でも、必要な支援を受けながらという考え方、また、相談支援の中での意思決定支援の重要性が改めて強調されてまいりました。また、障害者が地域で安定して暮らせる社会、障害者が当たり前で働ける社会、すべての都民がともに暮らす地域社会という3本の基本理念は、障害者基本法や障害者自立支援法の中でも非常に重要な考え方とされております。また、このたびの

協議会の審議期間中には、障害者基本法の改正がありました。その中では、共生社会という考え方が法律の第1条に出てきており、その実現に向けた取り組みが求められますが、このことは提言案の1ページ、始めのところでも触れています。

さて、提言案の内容部分の構成ですが、資料1とあわせて資料2の目次をごらんいただきたいと思います。「はじめに」を序文として、二つの章で構成しております。第1章において、東京都の障害者施策が今後目指していくべき基本的方向性を確認しています。その上で、第2章では、この提言の柱となるべき五つの事項を掲げ、それに沿った取り組みについて言及しております。

まず、1ページから、「はじめに」では、冒頭、東京都においてノーマライゼーションの理念に基づく障害者計画が継続的に策定され、広範な分野にわたる取り組みが進められてきたことを確認しています。

続いて、国の動向にも触れ、障害者自立支援法や児童福祉法の改正、障害者虐待防止法の成立に加え、障害者基本法の改正など、障害者制度改革推進の動向を踏まえた対応が必要としています。

3ページからの第1章、計画の基本的方向性は、現行計画の基本理念は引き続き維持されることを明確にした上で、次期計画を策定すべきである旨を述べています。

5ページからの第2章では、施策目標の実現に向けてとして、現行計画でも掲げている五つの施策目標に沿った取り組みについて言及しております。まず、市町村における一元的・総合的なサービス提供体制の整備では、サービス量の見込みに当たっての考え方とともに、その確保策としての特別助成の継続の必要性を示しています。また、サービス供給に大きな影響を与える要素として、区市町村における財政上の超過負担や報酬水準の影響があることから、東京都の施策ではありませんが、東京都が国に対して行っている提案要求を記載しています。東京都として、引き続き国に対して必要な提案要求を行っていくべきことについては、最後の終わりのところに記載してあります。

次に、7、8ページの身近な地域における相談支援等の体制整備では、法改正などによる相談支援体制の強化について触れています。児童・高齢者に続いて、障害者にもようやく虐待防止法が成立したことは一歩前進ですが、実効性のあるものにしていくためには、支援体制の整備と人材育成をしっかりとやっていくことが必要としています。また、精神障害者の支援は、精神保健医療でなく、また福祉だけでもなく、保健・医療・福祉の三つが一体的に緊密に連携していくことが大事であり、訪問型の支援など、具体的な支援方法にも触れています。

9ページの障害特性に応じたきめ細かな対応では、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害など、その特性において、保健・医療と連携した福祉支援の必要性を示しています。

10ページからは、障害者自立支援法や障害者福祉計画の大きなテーマである施設入所、入院から地域生活の移行促進について記載しています。福祉施設入所者の地域生活

への移行として、地域移行者の数の目標を達成するための方策として、相談支援や生活基盤の整備の必要性を述べています。このところでは、委員からは移行支援と地域定着のための相談支援の必要性、当事者同士の支援の有効性、居住の場の確保に当たっての課題など、さまざまな意見がありました。こうしたことを着実に進めていくことについて述べています。一方、入所施設の必要性についてはさまざまな意見がありましたが、東京都からも、待機者数の推移などデータの提供があり、直ちに削減というのは現実的でないことや、そもそも地域によっては入所施設が全くない地域があり、地域生活を支援していくためにも、未設置地域には整備が必要という意見もありました。

14ページからの、入院中の精神障害者の地域生活への移行については、地域における支援に加えて、より広域な調整や連携が必要となります。このため、地域支援移行、地域定着支援だけでなく、実効性を確保するためにも、東京都による支援の継続が必要であることについて、委員から強く意見がありました。精神保健分野については、別の審議会でも検討されていると伺っておりますが、保健医療計画に記載すべき疾病として新たに精神疾患が加わることとなったと聞いておりますので、今後より一層の連携が必要になってまいります。保健・医療・福祉の連携、一体的な連携、支援体制の構築を必要としています。

16ページでは、障害者の地域生活のため、一般住宅を含めた多様な選択肢が必要であり、公営住宅を含む住宅政策と連携した取り組みの必要性についても触れています。

17ページ、4の災害時における障害者支援では、東日本大震災の教訓を踏まえ、さらなる具体的な取り組みの必要性を述べています。これまでの取り組みだけではさまざまな課題があることが委員会でもたくさん指摘されておりますので、東京都には防災計画の見直しに向けた検討とあわせて早急な対策を求めたいと思います。

18、19ページの、社会で生きる力を高める支援では、障害者支援の充実、特別支援教育の推進、職業教育などについて述べています。児童の場合は、本人の支援と保護者の支援の両方について考えなければなりません。4月から児童福祉法改正に基づく新たな制度が実施されていきます。これを着実に、円滑に実施していく必要があります。また、関係機関が連携して支援していく必要について、ずっと言われ続けていることですが、具体的な連携対策を早期対応の地点から構築していくということが必要であります。

19ページには、教育についてですが、東京都教育委員会では、一昨年11月に第三次実施計画を策定して、もう23年度から実施しております。ここでは、通常学級に在籍する、知的なおくれない発達障害の子供たちの支援も含めた計画が組み込まれております。本委員会においても、インクルーシブ教育についての意見が出されております。

20ページからは、当たり前になる社会の実現として、地域生活移行と並んで、障害者自立支援法や障害福祉計画の重要なテーマとなっている就労支援について述べています。審議に当たっては、東京都から数値目標の考え方が示されましたが、本協議会としては、数値目標で示される一般就労者の数をふやすための取り組みだけでなく、就職

後の定着支援に着目した取り組みも求めています。東京都では、これは産業労働局のほうでしょうか、障害者就労支援協議会が設けられておりまして、いろいろ提言がなされております。その協議結果をぜひ現場で具体的な支援に生かす必要があります。区市町村就労支援事業により、就労面の支援と生活面の支援を一体的に提供するというのですが、これをさらに拡充し、身近な地域での支援体制を整備するように求めています。雇用促進に向けた企業への支援という観点も大事ですので、障害者が働き続けるために、関係する部局がしっかりと連携して、企業や障害者に具体的な支援を行うよう求めています。

23ページの福祉施設における就労支援については、障害当事者の方々の意見としても、工賃の向上について効果的な工賃向上の方法を検討してほしいとの意見がありました。東京都でも、これからこれまでさまざまな取り組みを行ってきたことですが、より一層、積極的な取り組みを求めたいと存じます。

24、25ページのバリアフリー社会の実現では、ユニバーサルデザインの理念による福祉のまちづくり推進について述べています。障害者を含むすべての人が安心・安全・快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの推進を目指すべきという、福祉のまちづくりの考え方を再確認しています。また、心のバリアフリーとして、すべての都民がともに暮らす地域社会を実現するために、意識上の壁を取り除くことが重要であり、だれもが当事者であるということや、配慮や支援があれば、だれもが地域でともに暮らしていけるということを理解することの大切さを再確認しております。前回で、委員からエスカレーターの片側通行ということは、そういうことはあり得ないことで、エスカレーターはそもそも左きき、右ききの方々も、特に左麻痺、右麻痺の方々が安心して利用できるようになっているそうで、そういったことを我々はつい忘れてしまう。そういった心のバリアフリーについてのきめ細かな市民啓発が必要だろうというふうに思います。改正障害者基本法の共生社会という考え方を、さらに徹底していくための施策提言でありたいと思います。

26、27ページのサービスを担う人材の養成・確保では、相談支援のところで触れた研修規模の拡大や虐待防止についてを再度述べた後、法改正により認められた、たんの吸引などの研修、重症心身障害児者への医療サービスを担う人材の確保、質の高い人材の育成に取り組む事業者への支援などをとり行うように求めています。

28ページ、「おわりに」は、最後に首都東京として障害施策の一層の推進に取り組むよう強く要望することとしております。ここで28ページ、「おわりに」でございますが、極めてここは重要なところでありますので少し申し上げますが、この間、現在、自立支援法及び児童福祉法の改正とか、障害者虐待防止法の成立、障害者基本法の改正、新たな法制度の検討、そこには総合福祉法もあるわけですが、さらに地域主権改革の大きな動きも加わるなど、障害者施策は激動の最中にあります。また、昨年3月11日の東日本大震災の発生により、これまでの防災対策を見直し、防災力を向上させることが

求められておりますが、災害時における障害者支援のあり方も改めて問われております。こうした中、後期の障害者協議会においては、限られた審議期間中の中で幅広い課題を取り上げ、調査審議してまいりましたが、本提言においては、現行法制度に基づく当面3カ年の障害者計画及び第3期障害福祉計画の策定に当たって留意すべき重要な事項に絞って言及しております。このため、新たな法制度に向けた諸課題の取り扱いについては、今後の本協議会における審議にゆだねることとなりますが、東京都は引き続き、地域の実情を踏まえ、国に対しては必要な提言要求を行っていくと考えております。また、本協議会における審議を通じて明らかになった当事者の方々、家族、事業者など、さまざまな立場に基づく意見については、本提言において言及できなかったものも含めて引き続き検討されることが望まれます。記録はきちんとなされておりますし、委員の皆様から提案された文書あるいは発言等は、意見としてきちんと収録されております。次の引き続き審議の中で生かされていくことを望んでおります。

今回の協議会の審議は、7時から始まり9時に終わるというハードなスケジュールでございましたが、委員の皆様のご協力により、延長することなく、定刻で終了ということで協議を進めてくることができました。ご協力を深く感謝いたします。どうもありがとうございます。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。審議経過、概略等、非常に手際よくわかりやすくお話をいただいたと思います。本当に7月から1月まで6回の審議ということで、大変ご苦勞がおありだったかと思いますが、大変、非常にコンパクトでわかりやすい、そういう提言になっていたかという印象でございますが、改めて御礼を申し上げたいと思います。このご報告を、私としても受けとめさせていただきたいと思います。

なお、この後はまず提言案に関するご意見がございましたら、委員の皆様にご発言をお願いしたいと思います。今回の提言は、東京都障害者計画第3期障害福祉計画の策定に向けてという、そういう題名のとおり、現行法制度に基づく、当面3カ年の計画策定に当たって留意すべき重要な事項に絞って言及をしております。したがって、新しい計画に反映すべきというと思われるご意見で、まだ言いつけていないこともあるかと思いますが、ご発言をお願いしたいと思います。

なお、この場で新たにいただいた意見については、それを踏まえて、提言の修正案をもって、本来は総会を開催しご承認をいただくべきところかというふうに思っておりますけれども、時間が非常に切迫しておりますので、この4月から始まる新たな計画の策定に向けて、日程上、非常に厳しいというふうに思っております。というわけで、事務局ともいろいろご相談をさせていただきまして、本日いただいた意見の取り扱いについては、会長である私にあらかじめご一任をいただければ大変ありがたく思います。提言書の知事への提出は、遅くとも今月中旬ごろまでには行いたいと思っております。その際には、先ほどのような事情を勘案して、委員の皆様以案をとったものを調整の結果として事務局からお届けするようという、そういう手続を考えております。

きょうは、事務局からご紹介いただきましたとおり、杉村局長にもお越しをいただいております。後ほど、局長からもごあいさつをいただいた後、委員の皆さんから、提言についてのご意見ということは別にして、非常に大事な機会でございますので、より長期的な視点で、東京都の施策に対するご意見やこれまでを振り返ってのご感想などを、9時、部会長は9時にすべて終えていたという、そういうこともおありでございますが、総会もそのような形であらかじめのスケジュールどおりということですが、時間の許す限り、ご発言をいただけたらというふうに考えております。

今回の提言に反映される内容といたしましても、これは議事録として広く公開をし、都民にも共通の認識にさせていただくという、そういう形にはなっておりますので、そんな形で取り進めさせていただきたいと思っております。

というわけで、この提言案についてご意見を、あらかじめ書面でご提案をいただいた委員から、文面はもう既に委員の皆様にお示しをしておりますので、補足する説明がございましたら、倉田、笹川、宮澤、3委員から出ておりますので、これについてご発言がございましたでしょうか。倉田委員、いかがでございましょうか。

- 倉田委員 ここに書いてあるとおりで、ただ、私、重症心身障害児施設で仕事をしている者として、最初の一冊目に書いてあることだけを申し上げればいいかなと思っております。入所者にしても、あるいは在宅の方にしても、重症心身障害を持っている人たちの親御さんたちが非常に高齢になってきていて、とても在宅で見ていくのも大変、また、通所させて行く人たちでも送り迎えがとても大変というようなことで、これが一番、今のところは差し迫った問題かなと思っております。

2冊目は、別に発達障害に関しても、いろいろ問題は私どもは感じているんですけども、ちょっと理解が足りない部分もあるかもしれないので、これ以上は申し上げません。

3冊目は、震災を学んでの防災避難訓練が、地域でもっと障害者を含めてやっていくといいなと思ったことと、それから、災害弱者のマップというようなのがやはりあって、それが情報としてみんなが共有していくということが大事なんではないかなということを書いております。

それだけです。

- 高橋（紘）会長 ありがとうございます。大変、貴重なご意見をちょうだいをしたかと思いますが、引き続き、少し事務局と相談をしながらということでございますが、これはむしろ次回というか、これからの大きな課題にかかわることが一つございます。災害の問題は、計画を待たられない、そういう課題でございますし。前回の専門部会でも相当その件につきましては意見が出ましたので、これはぜひ、後ほど局長からも少し触れていただけたほうがいい、大変大事なテーマかなと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。これは注文めいたことで恐縮でございますが、災害は待たられないという、そういうことでございますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

引き続き、笹川委員のほうから何か補足意見はございますでしょうか。

○笹川委員 今回の計画ですけれども、改正障害者基本法に沿ってということで検討されたと思うんですが、その中で、障害者基本法の中では、特にインクルーシブ教育ということが問われています。学校選択は、当事者の意思、または保護者の意向を十分踏まえてということになっているんですけど、それに関する記述が全くありません。ということは、従来どおり、東京都としては、このインクルーシブ教育には取り組まないということなのか。この辺はこの際はっきり聞かせていただければと思います。

○高橋（紘）会長 この件はどういたしましょうか。事務局のほうで、これは教育庁のほうになりましょうか。何かコメントすべきことがあればいただきますし。このご要望については、松矢部会長ともご相談してどういうふうにするかということについて、事務局とご相談をさせていただくという、結果的には取り計らいにさせていただきたいのですが、その前にございますか。

○廣瀬部長 教育庁特別支援教育推進担当部長の廣瀬です。

第三次実施計画については、一昨年（平成22年）11月に策定をさせていただいています。その中でも、先ほどの就学先の決定ということについては書かれておまして、その内容について、若干、説明をさせていただきたいと思います。今までについても、当事者、それから保護者との相談を綿密に重ねて就学先を決定しております。就学先の決定に当たっては、障害の種類や程度に応じ、最も適切な教育の場を提供することが大事であるというふうに考えております。特別支援教育の第三次実施計画においては、特別支援学校と、それから、区市町村との連携というようなことについて就学相談の充実を図るというようなことも考えております。障害者基本法の改正に伴う就学のあり方については、現在、国、文部科学省になりますけれども、国において検討しているということで、今後、国の動向を見据えて、都としての対応を検討していきたいというふうに思っています。

先ほどの笹川委員のご発言、それから、いただいた意見等についての趣旨については、私どももこれからも、これまでもこれからも、就学先の決定について、当事者、保護者の意見を十分踏まえるということについては変わりはありません。ただ、国の動向というところがまだ見えていないというところで、当初、ここの提言の中には書き込んでおらなかったのではないかとこのように思います。ということで、事務局のほうで相談をさせていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高橋（紘）会長 スピリッツはそういうことでやっている。ただ、具体的な、基本法は基本法でございまして、これが具体的にこの計画の中に盛り込まれるとしたら、さまざまなプロセスとか手続の議論については、文部科学省とのいろいろな方針等が具体化されない書き込みにくいという、そういう事情があるという、そういうご説明でございまして、考え方としては、今、事務局からご説明があったとおりということで、ひとつご了承いただきたいというふうに思います。

それでは、引き続き、宮澤委員のほうからは何かございますか。

- 宮澤委員 すみません、では、簡単に。先ほど松矢部会長様から心のバリアフリーの中で、エスカレーターのお話をしていただきましてありがとうございます。

心のバリアフリーの25ページにあります文言で、やはり、「都民一人一人が自ら身近な問題と考え、『障害は特別な、ごく一部の人の問題であって、障害を持たない自分にとってはとても理解できない』」という、この文言の中に、実例としてこういうエスカレーターの問題が実際あるということを拡大専門部会で私は言ったんですけど、これは賛否両論がありまして、エスカレーターは歩いていいんだと、歩いているから歩いていいんじゃないかという方もいらっしゃいます。そういう方もいらっしゃいますが、本来はエスカレーターは、エレベーター協会が管轄しているところなんですけど、歩いてはいけないものなんだと、こういうふうに言っておりますので。歩いては本当はいけないんですが、これは社会の風潮でして、これをどう心のバリアフリーに持って行くのかということをお私3年ぐらい前からやっております。ここに書いてありますので、きょうは細かいことはお話ししませんけど、皆さん各委員の方に提言として、提案として、お考えくださいということです。ありがとうございました。

- 高橋（紘）会長 ありがとうございます。私も大江戸線で来ましたものですから、今のお話は実によく身にしみて、おかげで3分おくれた理由はあの長いエスカレーターであったというふうに、初めて六本木から乗ったものですから、これは言いわけでございますが。事業者、それからマナー、それからエスカレーターを管理する側、いろんな側面がかかわることかというふうに思いますので、これはむしろこの計画というよりは、いろんな啓蒙をいろんな形で、都市環境の問題としてご発言もいただいて、これも速記録として残りますので、そういうご発言をいただいたということで、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、あらかじめご意見を提出していただいた意見については以上でございますが、中西委員から手が挙がっておりますので、ご発言をお願いいたします。

- 中西委員 ありがとうございます。3点伺いたいと思います。これについて、それぞれ都側のお返事をいただきたいんですけど。

第1点に、この障害者計画、障害福祉計画のモニタリングの問題です。今後、やはり委員会を形成して、この計画が現実に実施されているのかどうかを、やはり、委員で民間団体が入ってモニタリングしていく必要があると思います。その委員会の構成及び実施について、芦田部長のほうからお返事をいただきたいと思います。

第2に、この計画の中では、どんな重度の障害を持って、地域で支援を受けて暮らしていけるというキーワードが入っているわけですけども。これを実現していくために、今、重度障害者の重度訪問介護が、毎年40億円、東京都は欠損を出しております。しかし、来年度、厚労省予算では、この部分について20億円しか補てんをしていないという意味では、これをどうやっていくのか。東京都単独でも40億円、それを国全体で

20億円しか金がないという事態も迎えていますから、どんな重度の障害者も地域で暮らしていけるという東京都の目標に対しては、現実にはコントラディクトするわけで、この問題をどう解決していこうとされるのか。それが第2点です。

第3点は、地域生活支援型入所施設、提言案の12ページにありますけれども、これについて、前回の推進会議では、各区分に施設を置くという案が東京都から提出されましたけれども、実際、委員からの反対で、この案はつぶれたわけですが、今回、改めて意向を中心とする、短期の期間に限っての地域移行のための施設だということで、これを認めたわけですが、現実には、施設ができて新しく新設されているのは、高齢の施設と併設される形が多くなってしまっていて、しかも民間の金融業者などが参入して、この市場は混乱しています。実際、問題になりましたけれども、防潮堤の外に施設がつくられていると。こういう津波の被害が起こったにもかかわらず、防潮堤の後ろでなく外側に施設をつくったという施設もあります、東京都の施設です。そこなんかでは、やはり日常で徘徊する高齢者が一緒に住んでいるわけで、各フロアにはかぎがかけられて、療護施設であるにもかかわらず外へ出られないという状況があるとの我々の調査もあります。

そういうふうな権利侵害が行われている事実がある中で、東京都が再び1972年の府中病院闘争のようなことを起こさないように、人権侵害を防止するための虐待防止とか法律はできてきますけど、現実にはどうやってそういうのを防げるのか。認可する東京都は制度上、十分な要件を満たしていれば施設を開設させるんでしょうから、その後のモニタリング、実際にオンブズマン制度も余り機能しないようなんで、僕もオンブズマンをやったことはありますけど、そのときだけうまく切り抜けるような形でされてしまうので、どうやってこれを防いでいけるか。また、今後の施設に対しての東京都のお考えについて、杉村局長からぜひ一言いただければと思います。

○高橋（紘）会長 かなり難しい質問も入っているかと思いますが。それでは、芦田部長から。

○芦田部長 まず、1点目のモニタリングの件ですが、改正障害者基本法の第36条の中で、都道府県が審議会その他の合議制の機関を置くということと。その機能として、新たに施策の実施状況を監視するということが盛り込まれたところです。このことにつきましては、東京都につきましては、現在の障害者施策推進協議会を障害者基本法36条の審議会というふうに位置づけまして、新たな機能として監視機能も入れるということで、12月の都議会で条例改正をして、こういう目的規定をつけ加えたところでございます。具体的に、どういうふうに施策を監視していくかにつきましては、この推進協議会でやっていくことになるんですが、一定程度、施策の実施状況を見ながら、監視というかモニタリングをやっていくこととなりますので、どのタイミングでやっていくかということにつきましては、また、会長等とご相談をして決めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の重度訪問介護の超過負担の問題ですけれども、これにつきましては、国が平成18年の障害者自立支援法の施行とともに、これまでの補助金を負担金化、義務的経費化したわけですが、一方で国庫負担基準という上限を設けたために、東京都のように、これまで在宅の重度障害者に長時間サービスを提供してきた自治体については、国庫負担基準を超える部分が区市町村の超過負担となったわけなんですけれども、その部分については、国はこれまで基金事業の中で埋め合わせをしてきたわけなんですけれども、来年度予算の中で基金事業にかわる新たな補助制度を国が創設をいたしました。国庫負担基準を超える部分についても国が2分の1を補てんするような制度なんですけれども、中西委員が言われたように、国が確保した予算では、東京都の超過負担分も賄えないぐらいの現行の予算額となっておりますので、これにつきましては引き続き、国に対して財源の確保等について要望していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の地域生活支援型入所施設ですが、地域生活支援型入所施設というのは、12ページにもございますように、入所者についても、もちろん地域移行等を積極的に進めると同時に、在宅の障害者についても支援をするという、地域の拠点となる施設というふうに考えておまして、これからつくる施設はもちろんですけれども、既存の施設についても、こういう地域生活支援型入所施設への転換というのを進めていきたいと考えております。現実の施設の運営状況につきましては、運営所管として、運営実態については把握をするように努めておりますし。また、指導監査部門でも検査に入っておりますので、具体的な運営状況については、引き続き、把握をするとともに、問題があれば、当然、改善を求めていくというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。それでは、よろしゅうございますでしょうか。

（なし）

○高橋（紘）会長 それでは、引き続き、きょうは東京都地方精神保健福祉審議会が部長を務めておられます水野委員がご出席でございます。先ほども松矢部会長のご報告の中で、地方精神保健福祉審議会と障害福祉計画のかかわり、関係について言及がございましたが、ちょうどよい機会でございます。精神保健福祉審議会のほうでいろいろな議論が進んでおり、取りまとめの役を水野委員がお務めだというふうに伺っておりますので、審議会で議論をしていただいている内容の中で、必要なものはこの協議会の提言にも反映されているかどうかとか、そういうことも含めまして、水野委員のほうからご発言をお願いしたいと思います。

○水野委員 ありがとうございます、水野でございます。

今、ご説明もございましたように、東京都地方精神保健福祉審議会におきましても、現在、最終提言の取りまとめに向けて、鋭意、準備をしているところでございます。皆様にご案内のとおり、精神障害につきましては、疾患と障害の両側面を持つという意味で、精神障害という一つの障害特性がございます。こうした点についてのご理解と、そ

してまた、それを施策に反映していくという点につきましては、やはり当事者、ご家族とともに、さまざまな精神保健福祉の専門家が集まった場での議論が大事かというふうに認識し、皆様に大変ご協力をいただいているところでございます。その中での議論内容につきましては、専門部会でもご報告があったとおりでございますけれども、特に、今回、重要視されております点は、二つほど挙げられるかと思うんですが、一つは、地域移行の中で、これまで以上に保健・医療・福祉の各分野が連携しながら、精神障害、この疾病としての側面を持つ部分に対しても十分なサポートをしていく必要があるだろうという、そういう点が一つございます。

それから、もう1点は、これは国の次期の医療計画におきまして、精神疾患がこれまでの4疾病5事業の中に一つの疾病としてカウントされました。それによって、今後は地域における疾病予防、あるいは保健医療計画等に大きな動きが出てくるということで、そうした点を踏まえた上での今後の計画づくりということが大事になってくるだろうという、そういう議論をしているところでございます。

今回のこちらの会議での先ほど来の計画策定のご提言を拝見しておりますと、この保健・医療・福祉の連携体制による支援という点、あるいは疾病としての特殊性としての未治療や医療中断における地域生活が不安定な人への支援、あるいは多職種チームによる訪問型の支援というようなことが非常に明確に書かれております。また、入院中の今後、精神障害者の地域移行をどのように具体的に進めていくかということについて、目標値も含めた都の考え方が図表とともに示されておきまして、そういう意味では、知・精・身における審議がかなり反映されたものになっているということについては大変ありがたく存じております。

さらに、つけ加えさせていただくならば、こうした疾病としての特殊性というものを、やはり、地域福祉の中ではより明確に利用者サイドにとってわかりやすいような形で示していただくことが大事ではないかということでは、特にこれから人材育成という視点において、こちらでもサービスを担う人材の養成確保ということが書き込まれておりますけれども、特に、精神の障害のような医療・福祉・保健といった分野の連携が必要なものについては、援助者の方にもかなり専門家といいますか、手なれた、なれていることですね、あるいは経験を積んでいらっしゃるということが、利用者にとってもわかりやすいような表示といいますか、説明、そういったものも必要でございましょうし。そうした方が、精神の障害者にとって利用できる資源の配置でありますとか、そういったことを十分知っていただくということが、より大きな援助になるのではないかとこのように考えております。

それからもう1点は、これもこの資料の中に、今回の提言の中に書かれておりますが、特に、就労支援の問題が、今後、精神の領域においても強く期待される分野でございませう。ご存じのように、障害者雇用に関しては、企業のほうへの数値も含めた義務化がされているところではございますけれども、精神の障害は、数値上の義務の中に、カウ

トはされても義務化はされていないという現実がございます。このことは、やはり精神障害者の就労機会を非常に難しく困難にしている問題でございます。これはここでの議論とは国での議論ということになるかと思いますが、そうしたことを踏まえて、さらに精神障害者の就労支援に対しては、東京都においても一層の取り組みをいただいて、この地域でのサポートがより充実して、障害者本人にとっての充実した生活が送れるようにご支援願いたいというふうに考えているところでございます。

ありがとうございます。

- 高橋（紘）会長 ありがとうございます。今のご発言は、まさに福祉保健局になって、そういう意味では相互乗り入れという意味では、最も重要な点、精神保健福祉対策というふうにも思いました。ありがとうございました。

それでは、書面なり、私からご指名をさせていただいた委員以外で、何かこの提言案につきましてご意見があれば受け賜らせていただきますが、はい、どうぞ。

- 中西委員 さっきのお答えでちょっと不十分だと思うので、追加でもう一度、恐縮ですけども。やはり、重度訪問介護は、国の補助をお願いするけれども、足りなかった場合に実際どうなっていくのかということが我々にとってはとても不安なんです。やはり、東京都が国庫補助基準の足らないところを補助することというのはなかなか難しいんだと思いますけども、何らかの方策、地域生活支援とかというふうな、別項目で支援する方法とか、何か考えていただきたいなと思うのが1点。

重ねて、やはり杉村局長から過去の歴史を踏まえて、施設を再開する、療養施設を再開すると、歴史上また大きな一步を踏み出すことになりますから、その今後について少し話していただければ都民が安心すると思いますので、よろしくをお願いします。

- 高橋（紘）会長 この問題は少し後のほうの議論にさせていただけたらというふうに思います。一つは、予算過程の話は、この計画にはちょっとなじまない。単年度の予算をどう確保するかという話と、ここで提言をしようとしている計画の話は、むしろ後のほうでもう一度、ご議論をしていただく、そういう機会のときにまたコメントをいただいたほうがいい性格ではないかというふうに思っておりますので、ひとつその辺、ご了解いただけたらというふうに思います。

というわけで、まだご発言をいただけていない方。どうぞ、小川委員、あとどのぐらいご発言いただけそうですか。ちょっと終わりの時間、それじゃ、小川委員、坂口委員、ほかには、それから部会長に最後にしめていただくということで、それでは、どうぞ、小川委員。

- 小川（典）委員 弁護士として日ごろ成年後見の事件をたくさんやっている者としてちょっと一言。今回の提言案で言いますと7ページになるんだと思いますが、全体にこの提言案の中で成年後見制度にふれられているのはここぐらいのように見えたんですが、7ページの二つ目の○を読むと、成年後見制度利用支援事業その他は必須事業に位置づけられているという程度で、このスタンスがよくわからない文章なんですけれども、先

ほどお話に出ました、最近できました障害者虐待防止法の44条などにも、成年後見制度を積極的に利用していくと。そのための経済的な援助、あるいは成年後見制度自体を広く利用するために、国なり地方自治体は積極的にやっていくという義務もうたわれました。成年後見制度というのは、いろんな障害などで判断力の不十分な方を支援する制度、特に虐待などの場面では非常に有効な仕組みだと思います。その中で、制度自体を広く周知してもっと利用していただきたいという思いと。それから今、ここに書いてある成年後見制度利用支援事業というのがあるんですけども、これは各、実際には区ごと、市ごとに条例がありまして、要件は定められているんですけども。区によって、成年後見制度には利用できるけれども、補佐とか補助についてはなぜか言及がないとか。それから、成年後見制度を利用する場合に、多くは経済的虐待をストップさせるために早く財産管理権を掌握して、それ以上の侵襲を防ぐというために保全処分を申し立てることがあるんですけども。なぜか保全処分について条例に載っていないというようなことで、非常に使い勝手が悪い場合があります。

それから、あと区長申し立てという制度があるんですけども、身寄りがなかったり、身寄りがおありでも協力を得られないような場合には、市区町村が成年後見を申し立てるといった仕組みがありますけれども。それも、区ごとによって温度差がありまして、活用している区と余り活用していない区とがあります。

それから、先ほどの利用支援事業に、区長申し立てであることを要件としている区もかなりあるのですけれども、そうしてしまいますと、ご本人にある程度の判断力があって、ご本人が後見を申し立てることができるような場合であっても、代理人をつけて申し立てることができるような場合であっても、区長申し立てでやらないと、その後の費用の援助が受けられないということで、結局は利用しづらいと。いろいろな具体的なところはまた別の機会で行いますけれども、ちょっとその成年後見制度を積極的に利用すべきだと。それは弁護士などの専門職と連携しながらそういうことをやるべきだというようなことは、虐待防止法の理念でもありますし、どこかの部分で、この提言案の中でちょっと言及があればなと思っております。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。ちょっとこの件は部会長ともご相談をしなければいけない。基本的には東京では、各市区町村あるいは調布を主体にして南部成年後見制と、あと区市町村主体でさまざまな事業が進んでいるという認識でございます。まだ、もちろん制度上いろいろな問題があるのは、後見爆発という現象の中で、高齢者・障害者、どういうふうに整理するかというのは、これは東京都としてかかわる部分と、区市町村の事業として力を入れていただかなければならない部分といろいろあるかなというふうに思っておりますので、ここら辺は事務局ともご相談しながら整理をさせていただければというふうに思っております。いずれにしろ大変重要なご指摘かというふうに思いましたので。

それでは、よろしゅうございましょうか。

では、坂口委員ご発言をお願いいたします。

○坂口委員 まず、今回のこの提言につきまして、専門部会の皆様方、6回にわたって大変ご熱心な審議をいただいたということをご承知しております。またその都度ペーパー等を送っていただきまして、私もできるだけ目を通すようにしていただいております。その上に立って、意見として申し上げます。全体としては大変よくまとまった、今までの内容をさらに前進させる内容であると。いろいろな限界はあるにしても、そのように考えております。

その中で、施策の目標の実現に向けてということで、IからVまで掲げられております。もう一々読むのは省略いたしますけれども、それがこのA3判のペーパーにまとめられているわけですが、この提言、審議事項そのものが、障害者の地域における自立生活のさらなる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方についてという審議事項であったわけですが、当然のことながら、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、それから、当たり前で働ける社会の実現、そしてすべての都民がともに暮らす地域社会の実現と、地域、地域という言葉が再三出てくるわけですね。これはある意味では当然のことであると思うのです。そんなことで、区市町村の果たすこれからの役割というのは大変重く大きなものがあると、そのように首長として、また市長会の一員として受けとめさせていただいているところでございます。

少し具体的に見てまいりまして、地域における自立生活を支える仕組みの中には、まず、サービス提供体制の整備ということで、地域生活基盤の整備という言葉が出てまいりますし、先ほどもございました、地域相談支援等の体制整備ということで、地域の精神障害者に対する保健・医療・福祉の連携と、それから3番目として、地域生活への移行促進ということで、本人の移行等を踏まえた区市町村主体の相談支援と、そしてまた精神障害者の地域生活への移行と、さらには、3.11を踏まえまして、災害弱者と言いますか、災害時における障害者支援ということで、区市町村に対する広域的な立場からの支援というような言葉が出てまいります。それから、当たり前で働ける社会の実現でも、区市町村障害者就労支援事業による就労面の支援と生活面の支援ということで、先ほど申し上げましたように、区市町村の役割が極めて重要だと。

折しも、ご承知のとおり、地域主権改革に伴う権限移譲ということが今行われつつございまして、これは言うまでもなく、身近な行政は身近な自治体がやるべきであると、これは障害者福祉のみならず当然のことであるわけですが、例えば今回の移譲対象事務について見ますと、一括法において、都道府県の権限の市町村へ移譲される事務は、47の法律で、326の事務に当たっております。西東京について言いますと、35の法律で276事務が移管されると。その中には、福祉に関するもの、それから都市計画に関するもの等々、極めて多様でございまして、今区市町村は、ある意味では、特に市町村は悲鳴を上げているというのが実態でございまして、しかしながら、これは避けて通れないといえますか、受けて立っていく必要があるわけですが、そこで

大きな課題になるのは、自己決定・自己責任を全うしていかなければならないわけですので、市長会ももう再三東京都に申し入れているのですが、税源移譲と権限の移譲ですね。もっとわかりやすく平たく言いますと、人・物・お金。それから東京都が今までやってまいりました内容が幾つかありますので、ノウハウ等を含めての移譲をうまくやっていただかないと、これはもう区市町村の事務事業が回らなくなってしまうということになります。

ですから、方向性は大変結構で、了とするものでございますけれども、気持ちから言いますと、第6節に、区市町村との連携及び支援と、区市町村との協働または連携及び支援というような項目を施策目標の6に加えていただきたいというような思いがありますが、あえてそのことは、つけ加えてくださいとは言いません。しかし、それぐらい大きな課題であるということをぜひご認識いただきたいと思います。それから、市町村との事業の仕分けですとか、または逆委託をしなければならないようなものも現実にはあるのです。ですから、そのようなことを含めて、協議の場を十分持っていただいて、ぜひこの施策の実現を目指してご努力をいただけるとありがたいと思います。

税財源の移譲については、国と地方との割合を5対5にする。交付税制度のような水平的な配分もしませんと、日本の国全体がよくなっていきませんものですから、それは認めるにしても、せめて、事業内容に見合っただけの税財源の移譲、税の地産地消ですね。それをやっていただくということが極めて、自己決定・自己責任を全うする地方自治には、これから必要になってくるのではないかと考えておりますので、どうも仕事の移譲ばかりが先行しておりますして、人・物・お金・ノウハウの部分についてはおざなりになっている感じがございますので、あえて市長会を代表して申し上げさせていただきました。

きょうは檜原の村長さんも来ておられませんものですから、私がちょっと代弁するような形になりましたけれどもお許しをいただきたいと思います。

以上です。

- 高橋（紘）会長 ありがとうございます。大変貴重なご意見ですし、大きな流れとして区市町村に権限が移されているということは事実で、東京都の役割をどう考えるか、比較的今までは東京都が長い歴史の中で表に出てきたものを、むしろ区市町村の自主的な事業にする、そういうことで、あれはたしか一括交付金化もそういう趣旨で東京都も進められているというふうに認識しておりますが、さらにこれを進めるためには、やはりこれは頭の痛い問題ですし、今度の消費税の一体改革の中でも地方配分というのが、ようやく明示的に出されたのはご案内のとおりですが、これからますます、非常に窮迫する中でどうするかというのは、東京都といえどもというか、東京都のほうがむしろ急激に福祉需要が拡大しておりますから、そこら辺大きな問題です。

それと同時に、やはり区市町村の政策能力、地方主権というからには、政策創造能力というか、運用能力というか、ここら辺は、実は前に社会福祉審議会を、私、その中で、

やはり人的、福祉人材と言うけれども、それはサービスを担う人材だけではなくて、政策を遂行する人材も含まれるということを前に意見具申で申し上げまして、やはり金を移すからには、金を使うだけの専門性というか、こういうことも求められるのは、私はずっと地方公務員の教育を自治大学校や特別区の職員研修でやっておりますと、基礎的知識がないまま4月で異動になって、初めてこういう話を聞いたという職員もいるようなのが現実でございますので、ぜひ専門性を強化するとともに内実をとというふうに、ちょっと私、言い過ぎました、会長として言い過ぎましたけれども、ぜひ今のご発言は大変大事なご発言だけに、ちょっと私からも発言をさせていただいたような次第でございますが、ありがとうございます。

それでは、ほかに何か。

(なし)

○高橋（紘）会長 なければ、よろしゅうございましょうか。

それでは、最後に部会長のほうから。

○松矢部会長 きょうは、高橋会長さんがいらっしゃるので、少し自由な立場で。

提言では、20ページ、21ページのところの就労関係なのですが、きょうは保健福祉局、それから産業労働局、教育庁と、教育・福祉・労働という社会参加、働くということと生活を支援する3部局の長が集まっておられますので、ちょっと連携について触れたいと思うのです。

21ページには、東京都の就業促進協議会のほうの提案で、いわゆる区市町村の就労支援センターを6ブロックにして、そこに一応、東京都が国と、これは国の施策で、東京都は就業・生活支援センター、限定的ですけどつくっているのですが、それを一つさらに設置して六つで、6ブロック制で少し組織的に連携強化をしようという提案を出していた。私は大変賛成しているのですが、東京都の特別支援学校は既に10年ほど、もう6ブロックで就業促進、企業の協力を得て促進してきまして、国の平均就職率を割っていた、20%の下という感じを出していたのですが、現在は40%近く、全国のトップ3に入っております。それは、各校ばらばらに就職のための進路指導をするのではなくて、ブロックでまとまって、ネットワークで働きかけていく。全体で力を出していく。

ところが、この区市町村の就労支援センターは、ようやく行き渡ったのですが、まだ非常に弱体であって、こういう6ブロックで、そこには当然ハローワークが入りますので、企業の協力がしやすいそういう連携体制ができるはずなのですが、連携というのはやはり、かなり東京都がバックアップしないとできない。学校はやはり教育委員会が相当就業促進ということで力を入れて、企業の就業担当者をアドバイザーという形で六つのブロック、城東、城北、城南、それから多摩に三つのブロック、そういう中に、企業の就労アドバイザーを派遣する形で就業促進を協力してもらっているわけなのですが、やはりそこに産業労働局、保健福祉局が絡んで、区市町村の就労支援センターは保健福祉局のほうです。それから、ここで何度も出ました東京ジョブコーチは産業労働局

と、こういったことはやはり意識的に連携をして、強化をして、区市町村の就労支援委員会をバックアップして行って、学校教育と、それから卒業生が今度は移行支援事業とか継続支援事業のほうに移っていくわけですから、実際には特別支援学校の卒業生が福祉のほうで次に卒業すると担われていくわけですから連携を強化しないと、ばらばらで区市町村の就労支援センターが当たっても効果はありません。ですから一体的に、やはりブロックで、教育・福祉・労働が協力するという体制を速やかにつくっていかないと、まず効果がないと思います。学校も、ばらばらでやっているときは全然だめでした。まとまることで、企業も非常に対応しやすいということになります。ですから移行支援事業等が区市町村でばらばらにやっています。それがまず区市町村の就労支援センターに固まる、一本になる。そして、さらにそれがブロックになって、一本になって、教育・福祉・労働が意思疎通をする。東京都がそれをバックアップすると。ですから就業・生活支援センターも、その専門性はどうかと考えるとまだ心配ですので、その人員の専門性と拡充とかいろいろなことをやらないと、効果は余り出てこないと思います。そういったきめ細かな、部局を越えた連携をぜひ期待したいと思います。

以上です。

- 高橋（紘）会長 ありがとうございます。障害者施策は、まさに部局を越えた横の連携が非常に重要だということを、就労の問題を挙げてお話しいただきましてありがとうございました。

それでは、よろしゅうございましょうか。

ただいまのご意見等を踏まえまして、本協議会の提言としてきょうご報告をいただいた提言案を、最終的な提言とするべき取りまとめの作業をこれからさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げたとおり、最終的な取りまとめについては私に一任をさせていただきたいと思っております。これについてご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

- 高橋（紘）会長 では、ありがとうございました。

それでは、案を取りました本協議会の最終的な提言は、後日皆様のお手元にお届けする、それを踏まえまして知事へ提出をするという、そういう段取りをこれから進めさせていただきたいと思っております。

きょうは、ここまでの審議の成果ということで、案の状態ではあるけれどもということで、先ほど説明をしたとおりでございます。というわけで、ひとまとまりつきましたので、ここで杉村局長のほうからご発言、ごあいさつをひとつよろしくお願いをいたします。

- 杉村局長 それでは、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

高橋会長を初め障害者施策推進協議会の委員の皆様には、本当に日ごろから東京都の障害者の施策にかかわりませず、さまざまな面でご支援をいただいております、まことにありがとうございます。

そして本日は、今、高橋会長からございましたとおり、まだ案はついておりますけれども、東京都障害者計画、そして第3期の東京都障害福祉計画の策定に向けてという提言案を取りまとめでいただきました。まことにありがとうございます。

先ほどこの提言案の取りまとめにつきまして、松矢部会長のほうから詳しいご報告をいただきましたけれども、7月に部会を設置して以来、毎月1回という大変ハードスケジュールで、なおかつ夜遅くまで議論をしていただいて、こういう提言の案を取りまとめでいただいたというふうに聞いております。本当に委員の皆様方は、時間のなかで大変なご苦勞をされたと思いますけれども、まことにありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。

先ほどの答申案の総会決定のところにも記載してございましたけれども、これまでも第1期の東京都障害福祉計画、そしてそれに引き続きます第2期の東京都障害福祉計画、いずれもこの障害施策推進協議会のさまざまなご意見をいただいた上で、その計画をつくって、それを実行してきているわけでございます。先日発表になりました平成24年度の東京都の予算案におきましても、そういう意味では、現在、第2期の計画を推進しているわけでございますが、予算案の中にもグループホーム、ケアホームの整備、あるいは日中活動の整備、そしてショートステイの整備、そういったものがきちんと盛り込まれておりまして、我々としても、今後とも、これまで以上にそういったものの強化、充実を図っていきたいというふうに考えております。

そして、現在、もうご承知のとおりでございますけれども、国におきましても、障害者基本法の改正ですとか、自立支援法、そして児童福祉法の改正などの大変大きな動きが続いておりまして、引き続き障害者制度の改革に向けた検討が進められているところでございます。これにつきましては、随分以前から、東京都としてはさまざまな現場を預かっているという立場から提案要求をしてきたところでございますけれども、先ほど坂口委員からもご指摘がございました、今後さまざまな面での権限移譲等があるということもございますので、そういった国への提案要求も含めて、我々、きょう、この取りまとめでいただいた提言に沿って、一層の施策の充実を図っていきたいというふうに考えております。

そして、先ほど会長のほうから、災害の対応について少し触れろという指示がございましたので、災害時の対応については、提言案の17ページに書き込んでいただいているわけでございますけれども、私も今これを読ませていただきまして、改めて考えました。

それで、先ほど倉田委員のご意見の中にもございましたとおり、今回の大震災に当たって、人工呼吸器をつけている方に対する対応というのが、まず我々としても大変心配であったわけですが、これにつきましては、昨年5月に東京都の、災害時の緊急対策というものを策定をいたしまして、それに基づいて補正予算を立てて取り組んできたわけでございますけれども、我々としては、まず人工呼吸器等の患者さんに対して、一定の

支援を行うということで頑張ってもらいまして、おかげさまをもちまして大きな事故がなかったというふうに考えております。

そして、この提言にございます災害時要援護者。これは障害者、そして子供、それから高齢者ということで、この問題が今回の災害でも非常に大きくクローズアップされたわけございまして、これにつきましては、我々行政の立場だけではなくて、都議会それぞれの会派からも、障害者団体の皆さんの意見も十分踏まえながらきちっとした対応をなさいということで、何回も質問をちょうだいをしているところでございます。ここにございますとおり、災害時の要援護者の名簿の整備に始まりまして、情報提供ですとか防災訓練の実施ですとか、やるべきことは限りなくあるというふうに感じておりまして、現在、現在というよりも、この方向性については、昨年11月に防災対応指針というものを策定をしまして、その中に要援護者に対する支援というものは盛り込んであるわけございましてけれども、これからそれを少し具体化をして、今年度の夏に改正を予定されております東京都地域防災計画の中に盛り込んでいくと、そういうスケジュールになっております。今申し上げました、先ほど会長からもございましたとおり、この災害時の要援護者対策というのは、計画の中に何を盛り込むかというよりも、この間もありましたとおり、直下型地震が3年間で70%というようなショッキングな報告もございまして、そういった、いつ来るかわからないという意味では、現在、区市町村と連携を図りながら、いろいろな詳細な調査もやっておりますし、一刻も早く、我々としても計画に当然盛り込んでいくのですが、計画に盛り込むだけではなくて、実際の動きを区市町村ができるような形で、我々としても一層の支援をしていきたいというふうに考えております。いずれにしても、今申し上げました災害時要援護者の支援につきましては、これも地域防災計画の中に盛り込む一つの大きな柱となるというふうに考えておりますので、その計画に盛り込みながら、実際の動きについても加速させていくということで考えております。

それから、先ほど部会長のほうから連携の問題が出されまして、この連携の問題については、ご承知のとおり、保健・医療の面では医療圏というものをつくって、各区市町村の圏域の中でいろいろなものを進めていくということをやっておりますし、そういう中でこの連携、いわゆる圏域の連携というのがいかに難しいか、あるいは東京都がかなり動かないとだめだということは身を持って感じているところでございまして、そういった形で、もう取り組むことが必要だというふうに思っておりますけれども、先ほど指摘がありましたとおり、圏域の区市町村の連携を図る前に、まず東京都みずからが教育・産業ということも含めて十分な連携を図ることが必要でありますし、なかなかこれは我々としても、口で言うのは易いのですけれども、非常に、うっかりするとどうしても、局が独自でというようなことになりかねないというようなことありまして、改めまして今部会長の発言の中で、しっかりやらなくてはいけないなということで認識を新たにしたところでございます。そういうことで、この連携について、我々としても十

分留意して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

いずれにしても、7月からずっと検討をお願いをしましたことが、きょうこうやって提言の案という形でご提示いただきまして、本当にありがとうございました。今後とも、さまざまな課題がございますが、どうか今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

- 高橋（紘）会長 どうもありがとうございました。非常に踏み込んだご発言もいただけて大変ありがたく思いました。

それでは、ちょうど今、大体八時半でございまして、30分弱時間が残っております。最後にちょっと部長のほうからも発言をいただくとすると、20分強という感じかなというふうに思っておりますが、委員の皆様から少し感想も含めまして、あるいは専門分科会では専門委員の皆様、あるいは専門部会にご出席をいただいた委員さんはいろいろな形でご発言をいただいておりますが、そちらでも発言の機会のなかった委員さんも含めまして、この際、何かご意見等がございましたら。それから、一応この計画の案はこういう形で固まりましたが、もう少し先を見据えたような議論というか、そういうことも含めまして、委員の皆様からご発言をちょうだいをしたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。大体おおむねのことで、どのくらいご発言がいただけそうか挙手をいただけたらというふうに思いますが、ございますか。はい。あと橋本委員、中西委員。

それではどうぞ。伊藤委員、そして坂口委員からも先ほど。最後のほうで。どうぞ。おおむね2、3分というところでひとつ。

- 伊藤委員 わかりました。伊藤と申します。答申を踏まえてですけれども、ここにも触れておりますが、私は精神障害者の団体に所属しておりますので、その関係で発言をさせていただきます。

地域移行、地域定着のところで踏み込んで書いていただきまして、非常にありがたいと思っております。国も東京都も、精神障害者の病院からの地域移行について積極的に取り組んでいただいております、来年度から、国は給付事業という形で少し制度を変えて取り組むということを聞いております。これが、東京都も引き続き都の独自策としても取り組んでいただくことは聞いておりますし、予算要望にもしていただいていることは拝見しております。それがうまく国の制度に移行し、東京都の制度と一緒に地域移行が進むように、重ねてお願いをしたいと思っておりますし、地域でやる私たちとしても、それについて期待にこたえられるように頑張っていきたいなということを申し上げたいというふうに思っております。

それともう一つ、精神障害者の問題、東京都独自の施策というのが幾つか先駆的にやられてきております。でも、知的障害者、身体障害者の手帳を持っている方のサービスに比べて、精神障害者の手帳のサービスはまだまだ不十分なところがあるかと思っております。具体的に言いますと、心身障害者福祉手当、精神障害者はまだついておりませんし、重

度の医療費助成等もございません。そういう中で、知的障害者・身体障害者についているサービスについて、今後、精神障害者にも必要なものについてはご検討いただきまして、早期に予算化、制度化をしていただきたいということを重ねてお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○高橋（紘）会長 ありがとうございました。

それでは、橋本委員。お手が挙がっています。

○橋本委員 実は、前回の専門委員会でもお話をさせていただいたのですが、私たちの知的障害者の立場で申し上げますと、こういう情報が大事な情報ではあるのですが、情報が来ないということも。またこういう資料を出していただくのですが、これを読み込むことができない。やはり私たちにもわかるようなやり方をもう少し踏み込んでやっていただくということも、今ここでお願いして一朝一夕にできることではないのかもしれませんが、そういうことも含めてもう一度、これからでもいいので、時間をかけながらも結構ですのでお考えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋（紘）会長 この問題というのは実はちょっと深刻な問題があると思っていまして、要するに我々の日常の世界の言葉というのは非常にわかりやすいですね。ところが制度というのは、日常使う言葉でなかなか記述できないのです。そうすると、専門的な用語が飛び交う、それから最近では、あげくの果てに英語が飛び交い、フランス語風の英語なんだけど向こうでは通じない英語らしい日本語だというのですが、そういうものも飛び交い、ますますわからなくなる。ノーマライゼーションというのは日本語になかなか訳せない。やっとノーマライゼーションの場合は皆さんがお使いになることによって共通理解ができ始めたということはあるけれども、あれを日本語に訳すと、正規化という、今度は統計学の世界の言葉になってしまっているという、なかなかそういう意味で、橋本委員のご発言は、いつもお伺いしていてなかなか悩ましいなと思いつつ伺っておりまして、しかし、やはりきちんと理解できるようにしないと、これは生きないわけですね、この政策は。そういう意味では、橋本委員のご発言を大事にしながら、ぜひ役所用語をなるべく砕く努力というのは、これからあらゆるところで努力を、私どもも、私、自分自身にも大変自戒というか、やはり通用しない言葉で幾ら名論卓説をぶったところで何の意味もないと私も思っております。それは大変重く受けとめさせていただきたいと思います。

それでは、引き続き、あと、どなたか。中西委員。

○中西委員 今の橋本委員のご発言の問題ですけれども、やはり今回この起草が事務局のほうでなされて、起草委員会というのは形成されなかったのです。もし当事者が入って、そういう起草委員会を形成していたならば、簡易版の障害福祉計画というものをもう一個つくろうというふうなことが国の制度改革下で置かれたように可能だったかもしれま

せん。起草委員会については今回できなかったのですけれども、特に総合福祉法がもうすぐ施行されようとしている中で、事前にこれが出ていくということで、それを踏まえた議論が一切今回できなかったというのは残念だったと思うのです。それで、総合福祉法がかなり大幅な改定がなされた場合に、やはりこの案というのはもう一度、それに沿って見直してみる必要があるかとは思いますが、そういうモニタリングの問題と、見直しという問題も含めて議論していただきたいなど。

それから、次回こういう案をつくる場合には、そういう意味では橋本委員も入れたような、起草委員会があって、当事者の意見がもうちょっと反映されるような方策を考えていただきたいなどというふうに思いました。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

やり方というか、そういう問題でうまくクリアできる部分と、なかなか難しい部分といろいろあるかと思いますが、いろいろな形で今後事務局ともご相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかに何か。

（なし）

○高橋（紘）会長 それでは、笹川委員にご発言いただき、締めくくりの意味も兼ねて坂口委員にもう一度ご発言をいただくと、そんな順序でよろしくをお願いします。

○笹川委員 先ほどはインクルーシブ教育のことで発言をしましたがけれども、確かに文科省はまだはっきり方向が定まっていない、そのことは承知しました。事務局にお任せするという事でまとめていただきましたけれども、改めて資料を見ますと、教育関係についてはもう特別支援教育が前面に出されているのです。これを、一般の都民の方がこの提言を見たときに、障害児教育は特別支援だというふうに受けとめられてしまうと思うのです。先ほど廣瀬さんから、教育実施計画では、もう既に当事者の意見を十分、あるいは保護者の意見を聞いて就学を決めるということは、もう都の方針となっていることですから、そのことをぜひこれに書き込んでいただきたい。そうすればもう何も事務局で検討する必要もないというふうに思います。

以上でございます。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。これはちょっと事務局と相談をさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

それでは、坂口委員のほうから。

○坂口委員 先ほど委員長さんが言われたことにあえて反論するわけでは全くありませんが、先ほどの地方分権一括法による都道府県の権限の市町村への移譲というのが中途半端ではないのです。47の法律、326の事務ということでございまして、これについて、私どもの自治体、特に広域行政圏、23区と多摩でも大分違うのです。財源も違えば、先ほど言われました人の面でもやはり大変厳しい状況にあると。一方で究極の行革をやっているところが多いものですから、財政的にも人的にも、余裕が余らないと

ということです。それで、東京都とのかかわりでは、首長になって初めてわかったのですが、例えば危機管理室などは、東京消防庁から派遣職員が来ているのです。この職員が大変よく活躍しているのです。警視庁も派遣職員を送っています。これは自治体からの要請で来ているという側面がないわけではありませんが、でも積極的に派遣してくださるのです。やはり第一線という、現場を大切にしたいということです。

それから企画部などでも、特に公共施設の適正規模・適正配置など、行革の核心にかかる部分、もちろん自治体がやらないとまずいのですが、自己決定・自己責任の世界ですから。でも、東京都から派遣をしていただいで、大変有能な職員が活躍していただいでいます。福祉の分野もこれからは、今までとは違った、まさに取り組みがこれは求められているのだと思うのです。だとするならば、東京都には大変、私の知る限りでは有能な職員がいっぱいいますので、またいろいろな経験を持った職員がいますので、ぜひ福祉分野においても、先ほど人・物・金と言いましたけれども、人材の育成ということをももちろんやっていかななくてはならないのですが、バトンゾーンのようなものがないと、うまくいくものもうまくいかないということになりますので、ぜひそのようなご配慮をしていただけるとありがたい。

ちなみに都市計画の分野では、例えば都市計画の決定ですとか建築確認ですとか、東京都は何年間か決めて職員を派遣したいと。したがって基礎自治体で自己決定・自己責任が全うできるような体制をとってほしいということで再三アプローチをいただいでおります。ですから、私どものほうにもこれからは責任が出てくると思うのですが、ぜひそのような人的な面での、お金も面も大変重要ですが、人が来るということはノウハウも一緒に参りますので、そのような。また東京都とのパイプも密接にできると。ともかく国に、ある意味では責任があると思うのですが、福祉に関する法律が、もうころころ変わっていますよね。子ども手当の法律がいい例でございまして、そのたびに基礎自治体は翻弄されるんです。ですから、そんなことも含めまして、連携をよほど密にやっていかないと、それぞれの地域間格差が出てしまうと。やるべきことができないといったような、そういう格差が出てきてしまいますので、これまたお願いで恐縮でございしますが、特段のご配慮をお願いしたいと思います。

- 高橋（紘）会長 伝統的にはそういう区市町村の人事交流というのは、昔は、これは民生局時代からずっと連綿としてあったわけですが、これがいろいろな事情で、今、なかなかそういう条件がなくなってしまったというそういう事情もあって、これは特別区の場合と市町村部とまた状況が違いましたけれども、そういうことで含めて力を、やはり都と区市町村の協力関係はお金だけではないという大変大事なご発言をいただいで……。どうぞ。

- 坂口委員 ちょっとつけ加えさせていただきますと、具体的な課題では母子保健法に係る問題ですとか、身体障害者福祉法に係る問題ですとか、これらは一つの自治体だけで取り組むにはなかなか大変なところがございまして、横の連携が必要であると。それか

ら、都への事務委託が必要と思われる案件。これは広域5市で、北多摩の5市で検討したのですが、社会福祉法人の定款の認可等、こんなようなものが挙げられているわけでご覧になって、もう現場ではつかんでいると思いますけれども、ぜひ、今申し上げましたようなことを含めて、連携を密にさせていただきたい。そうすれば、基礎自治体もいい人材が今いっぱい集まっていますので、行く行くはできるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

- 高橋（紘）会長　なかなか大変な、しかし重要なご提言をいただきまして、事務局のほうで、局長の胸三寸のところを受けとめていただきたいという、そういうことでこの機会は引き取らせていただきたいと思います。

それでは、予定よりちょっと早いのですが、この際という形でご発言は。

もしよろしければこれでよろしゅうございましょうか。意見交換というか、それぞれ非常に貴重なご意見をちょうだいすることができましたので、第2回の総会、自主的な議論はこれで一区切りということにさせていただきたいと思います。

まだ案でございますから、案を取るための作業をこれからするわけでございます。

芦田部長のほうにご発言をお願いいたします。

- 芦田部長　昨年7月から、専門部会も含めて8回の協議会を開催し、精力的なご議論をいただき、本日提言案としてまとめることができましたことに、事務局を代表して御礼を申し上げます。今後、この提言の趣旨を踏まえまして、新たな計画の策定に取り組んでまいります。

また今後の運営につきましては、先ほど橋本委員からもご意見をいただきましたが、よりわかりやすい資料の作成や説明の方法等について工夫をさせていただきたいと思っております。

国の障害者制度改革につきましては、平成15年からの支援費制度の導入、その後平成18年度からは利用者負担や財源確保について一定のルールを定め、将来的に持続可能な制度とするために、障害者自立支援法が施行されました。この間、障害福祉サービスの利用者やサービス提供事業者は大幅にふえましたが、一方でさまざまな課題もあり、さらなる制度改革に向けた検討が行われておりますが、まだ着地点が見えない状況でございます。

またこの4月からは、いわゆるつなぎ法の施行によりまして、地域における相談支援の充実や、障害児のサービスの再編が行われます。このような制度改革の大きな動きの中にあっても、障害者福祉が目指すべき普遍的な方向性や理念があると考えておりまして、それは今回の提言案で言えば、障害者の自己選択・自己決定の尊重であり、障害の有無にかかわらず、ともに暮らす社会の実現であり、福祉的就労のレベルアップも含めた当たり前になる社会の実現であるというふうに考えております。

都といたしましては、今回の提言を受けまして、これらの理念や目標を実現するための施策や数値目標を、今後策定する計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

具体的な施策としましては、例えば入所施設や病院からの地域移行を進める仕組みづくり、その受け皿となるグループホームや通所の場合などの基盤整備、就労支援の充実強化、重症心身障害児など、障害特性に応じた対応、コミュニケーション支援や移動の支援など、日常生活を支えるサポート体制の整備など、こういったことに重点的に取り組んでいきたいと考えております。引き続き、委員の皆様には、東京都の施策にご協力、ご理解をよろしくをお願いいたします。

今後の計画策定の具体的なスケジュールにつきましては、計画課長から説明させていただきます。

○山口課長 それでは、引き続きまして、今後のスケジュールにつきまして、簡単にご説明申し上げます。

本日ご議論いただきましたご意見等も踏まえまして、高橋会長とご相談させていただきまして、2月中旬ごろ、提言書として取りまとめをさせていただくという予定で考えております。その際には、各委員の皆様、また各障害者団体の委員の方からもご意見をいただいておりますので、そういった委員の方々にも郵送させていただくと同時に、ホームページでも公表を予定しております。

また、行政として、計画の素案については、3月には作成をし、各委員の皆様あてにご郵送するとともに、パブリックコメント等を実施していきたいというふうに考えております。

また、本日、委員の方からご指摘をいただきました計画のモニタリング評価といった点につきましては、施策の一定の経過を見た上で、会長ともご相談をさせていただき、実績の把握に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

事務局からは、今後の日程について、以上でございます。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

改めてこの案を取りまとめていただきました部会長及び事務局の労苦に感謝を申し上げます。

それでは、本日はこれですべて終了いたしました。閉会とさせていただきたいと思っております。どうもご協力ありがとうございました。

（午後8時49分 閉会）